

運用1（水利施設等整備事業）

第1 趣旨

水利施設等整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1の第1から第7までの規定並びに別表及び別記様式第1号から第18号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙2」とあるのは「運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第1の1及び6並びに第3の6(2)、(4)及び(5)	都道府県営	県営
第3の柱書き	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）第2の2の(2)の③の農村振興局長等が別に定める実施要件	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号）第2の2の(2)のイの別紙1から別紙25までに定める実施要件
第3の1(1)	受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの	受益面積については、当分の間、水田については100ヘクタール、畑地については50ヘクタール以上、かつ、末端支配面積については、当分の間、5ヘクタール以上のもの、ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない
第3の1(2)	受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね50ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第3の1(3)	末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上のもの	末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの
第3の1(4)	末端支配面積がおおむね20ヘク	受益面積がおおむね50ヘクタ

	タールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	ール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 3 (1) 及び 4 (1)	200 ヘクタール	100 ヘクタール
第 3 の 5 (2)	(離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道又は奄美群島に属するものを除く。)の地域内において行うものにあつては、おおむね 10 ヘクタール) 以上であり	以上であり
別記様式第 16 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 17 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 18 号	都道府県知事 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿)	沖縄県知事 殿 (内閣府沖縄総合事務局長 殿)